

# 松阪市民病院の在り方検証委員会



第4回 委員会

2023年9月22日



まつ さか  
松 阪 市

# 前回の振り返り

### 第3回委員会 委員発言要旨(1/3)

#### 新型コロナウイルス感染症に対する検証等について

- 新型コロナに対する検証が進んでいるとは言えないが、今後引き続き、三重県感染症対策連携協議会の中でも検証する予定となっており、地域医療構想につなげていくために検証を行っている段階にあると理解している。
- 介護現場では介護者が新型コロナに感染し、要介護者が濃厚接触者となった場合に、受け入れてくれるショートステイの調整に非常に手間がかかったということなので、そのあたりを対応できる施設が望まれる。
- 新型コロナに対して、日々現状が変わる中でこれまで柔軟に対応してきたと思っている。急性期の病院では新型コロナ患者を受けたいが、受け入れすぎると日常の診療が圧迫されるといったことや、受け入れた患者の治療後の出先がなかなか見つからず、それが解決しないと次の治療が必要な新型コロナの患者を受け入れられないということがあった。
- 市民病院の新型コロナに対する対応は優れており、院長を中心に組み込まれた成果であり、そこで働く職員のモチベーションがあったからだと思う。
- 予期せぬ事態においては全てで満点を取るのには難しく、取捨選択が一番大切と思われる。市民病院の新型コロナへの対応は、通常の医療をある程度犠牲にしてきたところでもある。また、それができたのも看護師をはじめとした職員の自己犠牲と努力の結果であり、かなり無理をしたと思う。今後、例えば市の政策で市民病院は新型コロナに対応していけとなったとしても、そう決めただけでできるものではない。モチベーションのある人材の集約と確保が大事となる。
- 在宅医療や民間の後方支援病院等にとっては市民病院の存在が非常に大きかった。急性期3病院との連携や新型コロナへの対応で、地域包括ケアシステムの体制が活かされてきていると感じるところもあった。まだ十分とは言えないが、この新型コロナの時の教訓を活かしていけるとよいと感じている。

#### 新興感染症に対する平時からの取組について

- 感染症対策については単なる医療という側面だけでなく、公衆衛生という側面でも考える必要がある。そのため国や自治体の医療政策が絡むが、市民病院ということでもうまくマッチングさせることができていると思う。今後経営母体が変わったとしても、市民病院として医療政策とうまくリンクさせていくよう行政との連携が重要になると考える。
- 感染症病床を確保さえしていれば、新型コロナに対応できたというわけではなかった。人材を確保していかなければ新型コロナにも対応できなかったと思う。新興感染症についても同様の点が課題になると感じている。
- 一般市民からすると医療の専門的なことは理解しにくいこともあるので、こういうことをやっているという情報を発信し、示してもらえることが住民の安心につながると感じている。

### 第3回委員会 委員発言要旨(2/3)

経営形態について	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域包括ケア病床への転換と、松阪地区の高度急性期・急性期医療を、これからの医療需要に合わせベッド数は減っていくものの人材は充実しているという状態を目指すとなると、直営の場合は単独の病院で急性期の集約化と回復期の充実が必要となるため、難しいように思われる。</li><li>• 市民病院が市民からの信頼を引き続き得ていくためにも、市が一定程度の関与をし得る指定管理者制度が良いと思われる。</li><li>• 市民病院は企業債の償還を行っているので、交付税措置を受けることができる経営形態を選択するということが重要になってくると思っている。</li><li>• 直営型ということに愛着を覚えるのも事実であるが、一方で社会情勢を見ると、高齢化が進み回復期医療の需要が増している中で、地域の急性期2病院がそのまま高度急性期・急性期医療を継続していくことを選択する場合、我々は回復期に転換せざるをえない。そうなった場合、今の職員は急性期を志す人材が多いのではないかと思うので、直営を維持するのは人材確保の点で困難であるし、職員の不安も考えると、公設民営が最善の手段と考える。</li><li>• 第2次の在り方検討委員会の際、公設民営の指定管理者制度という結論が出たが、その時より一層、今議論している新しい体制に持っていくことが必要と感じている。</li><li>• 人口動態の変化に応じて、この地域の医療機能を守っていただくために、民間のノウハウやアイデアをしっかりと活かせる公設民営化のメリットを活用しようとする指定管理者制度が良いと感じている。</li></ul>
指定管理者制度の決定にあたっての注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>• 経営形態が変わると、職員にはどうなっていくかという不安が付きまとうため、離職者が増加したり、新入職者の減少が危惧されるため、経営形態の変更を行った初期にはある程度市の財政的な協力が必要だと思っている。</li><li>• 学会などのこれまでの活動を通して、松阪市民病院が認知度を得ているところもあると感じている。松阪市民病院の名前は残していくべきと思っている。そのためにも協定にあたってはしっかりと協議を行い、今までの市民病院のノウハウや頑張ってきたものが引き継がれるようにしていくべきである。</li><li>• 職員にとっては人生設計が変わることなので、例えば、退職した場合と、勤務を続けた場合、どういうことが変わるのか等、シミュレーションみたいなものも提示しつつ、丁寧に説明していくことが重要と考える。個人面談等も活用し、労働条件や退職金等のことについても相談に乗れるようにすることが重要である。</li></ul>

### 第3回委員会 委員発言要旨(3/3)

#### 【議論①②】

医師の働き方改革や地域での医療人材の確保、地域の急性期医療体制の維持・強化を目指し、指定管理者制度を活用することは適切かについて

- 医療職においてもライフ・ワーク・バランスが言われている中で、職員それぞれのライフスタイル等も踏まえながら、家庭・プライベートと仕事を両立していけることが一般的になっている。職員の不安を解消していくためにも、さらに地域包括ケア病棟ができることで、医療職としての働き方を変えていけるということをPRしていいと思う。また、少子高齢化の下で、経験のある看護師の活用も考えなければならない中では、指定管理者制度を活用した地域包括ケア病床中心の病院への機能転換は十分な魅力になると思っている。
- 看護師のキャリア形成のためにも、少しの時間でも継続して看護師として仕事をしているというのが重要になる。雇用形態の柔軟性についても、経営形態の見直しを通じて検討ができるとうい。
- 色々な働き方があるというのは看護師にとってのキャリア形成においては、非常にプラスになるのでは、という思いを強くした。
- 柔軟な職場環境づくりというのが、やはり必要である。男女ともにライフ・ワーク・バランスが取れた職場づくりということを考えていくためにも、人材の確保が重要になってくる。

#### 【議論③】

新興感染症の拡大期において、地域の医療体制を維持するために指定管理者制度を活用することは適切かについて

- 新興感染症が拡大する中では、市民病院が「地域のかげ橋」となっていることが重要であると思っている。高度急性期から急性期、慢性期、診療所、そして在宅医療まで、中心となって機能できる医療機関は市民病院しかないと思っている。
- 感染症の拡大期や拡大期以外にも柔軟に対応していくためには、医療従事者の確保が必要となってくる。また、治療が終わり回復した患者の受け皿となるような病院が必要となる。在宅復帰するためのワンクッションとなる機能として地域包括ケア病棟が活用できるため、機能転換を行うことは合理的と考えられる。医療従事者の確保と機能転換を実現するためにも、指定管理者制度の活用は適切と考えられる。
- 新興感染症が発生した際、どうしても保健所等医療行政レベルでは、高齢者施設や介護とは普段の関わりも限られるため、困りごとの詳細の把握も難しくなってしまう。コロナのときには医師会が中心となりながらその点を保健所と一緒にコーディネートしていただいた。市民病院がそのような機能を担ってもらえるようになっていいと思っている。

# 答申書(案)について